

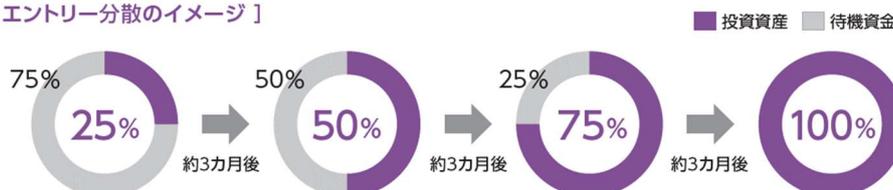
三井住友信託ファンドラップでのエントリー分散に関する補足

1. エントリー分散の概要

(1)機能概要

エントリー分散とは、投資タイミングを分散することにより、投資資産の短期的な価格変動の影響を小さくする仕組みです。エントリー分散を選択した場合、資産全体の25%程度または50%程度を投資資産として運用を開始し、約3カ月ごとに25%程度ずつ段階的に引き上げることで、投資タイミングを分散します。

【エントリー分散のイメージ】



※待機資金は、個人のお客さまでは日興 MRF、法人のお客さまでは専用の普通預金です。

※エントリー分散中の固定報酬は、投資資産比率に応じた報酬率を適用します。

※商品区分ファンドラップ・プレミアムでは、さらに1カ月ごと10%の引上げを選択できます。

(2)実施タイミング

投資資産の比率引上は、エントリー分散を開始した運用開始日の属する月を基準に3カ月ごとに、原則として月初3営業日に実施します。

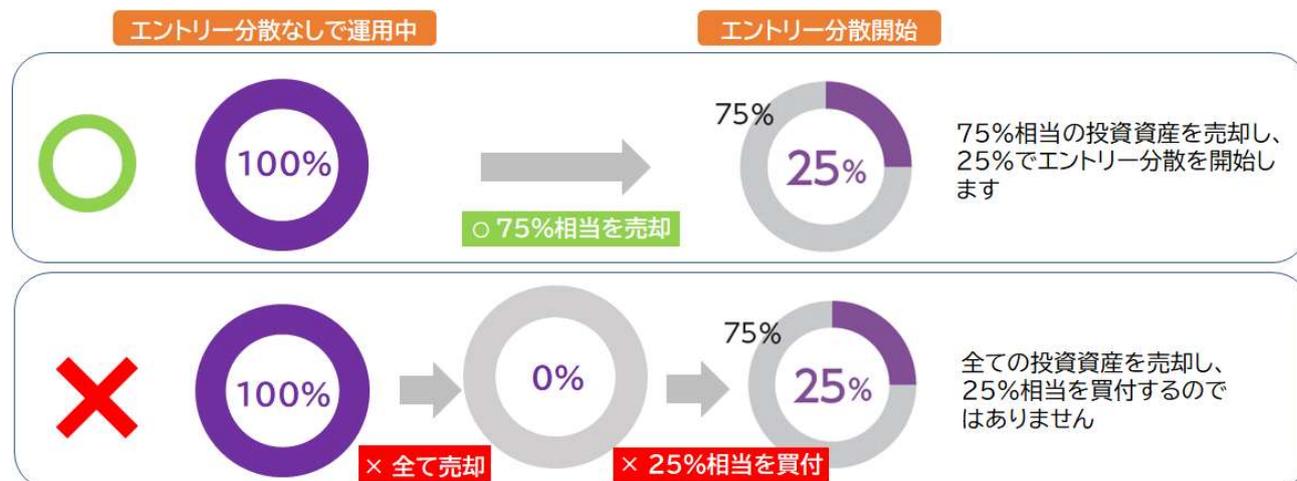
引上実施日にお客さまからのお申し出等による他の取引がある場合、原則として引上タイミングが他の取引の運用開始日の翌営業日に延期となります。そのため、他の取引が続くと最後の運用開始日の翌営業日まで引き上げが延期され、当初予定した引上日・引上月が変更となる場合があります。

2. エントリー分散での組入投資信託の売買の仕組み

(1)「エントリー分散なし」から「エントリー分散あり」へ変更する場合

エントリー分散なし(投資資産比率100%の状態)からエントリー分散を開始する場合は、待機資金とする比率に相当する投資信託を売却します。全ての組入投資信託の売却後に、エントリー分散開始時点の投資資産比率に相当する組入投資信託を買付するものではありません。

(例)投資資産比率100%の状態からエントリー分散 25%で運用を開始した場合、投資資産の 75%相当が売却により待機資金となり、残り 25%相当が運用継続されます。



(次ページへ続きます)

(2)「エントリー分散あり」から「エントリー分散なし」へ変更する際の売買の仕組み

エントリー分散あり(投資資産比率 25%、50%、75%の状態)から、エントリー分散なし(投資資産比率 100%の状態)への変更では、待機資金となっている比率に相当する投資信託を購入します。

(例)投資資産比率 25%の状態からエントリー分散なしに変更した場合、運用中の投資資産(25%相当)の運用を継続し、待機資金の 75%相当を購入の原資として投資信託を購入します。

なお、エントリー分散においては、お客さまが任意の投資資産比率に変更することはできません。また、任意のタイミングで引上月を延期したり、エントリー分散の途中段階を維持したりすることもできません。

3. エントリー分散と追加入金

(1) エントリー分散中の追加入金

エントリー分散の途中段階で追加入金をする場合、追加入金後の資産全体に対してその時点の投資資産比率で運用します。追加入金分のみを個別にエントリー分散を行うものではありません。

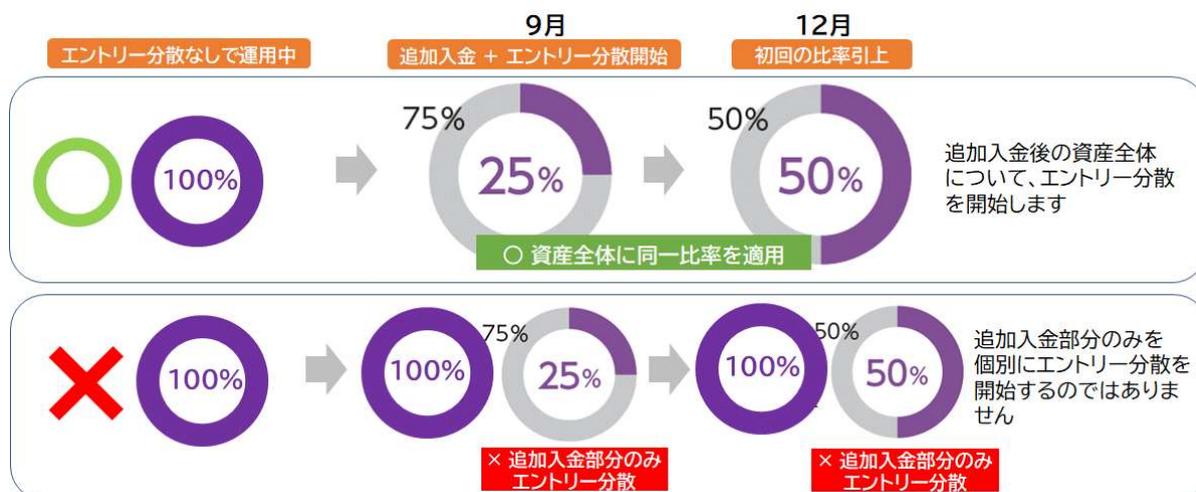
(例)4月にエントリー分散を開始し、7月に初回の比率引上、9月に追加入金した場合のイメージ



(2) エントリー分散開始と同時の追加入金

エントリー分散なしで運用中の状態から、エントリー分散開始と同時に追加入金をする場合、追加入金後の資産全体に対してエントリー分散を開始します。追加入金分のみを個別にエントリー分散を行うものではありません。

(例)エントリー分散なしで運用中の状態から、9月に追加入金と同時にエントリー分散を開始した場合のイメージ



(次ページへ続きます)

4. エントリー分散と NISA オプションをご利用のお客さまへ

エントリー分散の投資資産比率の引上げタイミングは、同一年内にならない(年を跨ぐ)ことがあります。エントリー分散開始時、またはエントリー分散の途中段階で NISA オプションをお申し込みの場合、NISA 枠の使用がお申し込み日の属する年とその翌年に跨る可能性にご留意ください。

NISA オプションをご利用中、NISA 対象銘柄の買付は NISA 口座を優先し、買付金額が NISA 利用枠を超過する場合は特定口座で買付します。

なお、NISA 口座の簡易開設と同時にファンドラップを新規でご契約、NISA オプションの利用申し込みをいただいた場合は税務署承認までは、運用資金待機コースでの管理となります。新規契約時にエントリー分散をご選択いただいた場合、税務署承認後に運用資金待機コースでの管理を終了し、新規契約時にお申し込みいただいた運用タイプ・運用コース・投資資産比率等での運用を開始します。以後の投資資産比率の引上げのタイミングは、当該運用開始日を基準とします(運用資金待機コースでの管理を開始した日を基準としません)。

詳しくは、「三井住友信託ファンドラップ NISA オプションのご利用にあたって」をご覧ください。

投資一任運用商品に関してご注意いただきたい事項

- 投資一任運用商品におけるリスクについて
投資一任運用商品は投資信託を主な投資対象として運用を行うため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。
投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資一任運用商品をご契約のお客さまが負うこととなります。
- お客さまにご負担いただく費用について(以下、料率については税込みにて表示しています。)
お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。
- (1)直接ご負担いただく費用
投資顧問報酬には、固定報酬と成功報酬があり、固定報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して最大年率 1.760%を乗じた額、成功報酬は運用成果の 16.5%をお支払いいただきます。
- (2)間接的にご負担いただく費用
投資対象となる国内投資信託については、信託報酬をご負担いただきます。また、投資信託により購入時・解約時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。外国投資信託については、運用報酬や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。
これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。
- その他重要なお知らせ
投資一任運用商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。
ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。
ご契約のお申し込みの有無がお客さまと当社との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

NISA 制度(少額投資非課税制度)および NISA 口座のご注意事項

- NISA 口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。(1年単位で金融機関変更可能)
- 非課税口座開設届出書により開設した NISA 口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。
- NISA 口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は 120 万円、成長投資枠は 240 万円までです。
- 生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて 1,800 万円(うち成長投資枠は 1,200 万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。
- 当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限り、また、投資方法は積立投資に限られます。
- 当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限り、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っていません。
- 非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。
- NISA 口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。
- つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年 1 回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から 10 年後、および以後 5 年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA 口座での新たな投資はできません。

商号等 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会